1

**申 請 の 手 引 き**

**東京都登録研修機関登録申請**

**令和４年４月**

**東京都福祉保健局**

**目　次**

**１　これまでの経緯と社会福祉士及び介護福祉士法の改正・・・P３**

**２　申請要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５**

**○　概要**

**○　研修機関の登録について**

**○　研修実施基準**

**○　研修実施にあたっての留意点**

**○　申請書類**

**○　その他の手続き**

**○　その他**

**１ これまでの経緯と社会福祉士及び介護福祉士法の改正**

（１）喀痰吸引及び経管栄養（以下「医療的ケア」という。）については、当面やむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、一定の条件の下、介護職員等による実施を運用（厚生労働省医政局長通知）により認められてきました。

①　ＡＬＳ（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について

（平成15年７月17日医政発0717001号）

②　盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて

（平成16年10月20日医政発第1020008号）

③　在宅におけるＡＬＳ以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて

（平成17年３月24日医政発第0324006号）

④　特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて

（平成22年４月１日医政発0401第17号）

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）の一部改正により、平成24年４月１日（法施行日）以降は、

○　登録を受けた喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者)において、

○　認定を受けた認定特定行為業務従事者が、

○　認定の際に認められた範囲内の喀痰吸引等を、

○　安全体制が整っている

等、一定の条件の下でのみ実施することができることとなります。

また、

○　**喀痰吸引等の特定行為を行うことのできる介護職員等を養成する研修は、都の登録を受けた登録研修機関のみが実施することができます。**

**（２）実施可能な介護職員等**

**①　認定特定行為業務従事者**

介護職員、特別支援学校教員などで、喀痰吸引等研修修了に基づき認定を受けている者（資格の有無は問いません）。

　　　ただし、平成２４年３月末時点において、既に一定の要件の下で喀痰吸引等を行っていた場合で、経過措置対象者として特定行為業務従事者の認定を受けている者は、引き続き喀痰吸引等を行うことができます。

**②　介護福祉士**

平成２８年度以降の介護福祉士の資格取得方法の見直しに伴い、平成28年度以降の国家試験に合格し介護福祉士となった者などは、法に規定される範囲内で喀痰吸引等を実施できます。

**（３）実施可能な行為**

**①　喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）**

**②　経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）**

※ ただし、実地研修を修了した行為のみ実施可能

**（４）対象者**

**①　不特定多数の者**

高齢者の介護施設や居住系サービス等において、複数の利用者に複数の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合を「不特定多数の者」といいます。

**②　特定の者**

利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性を重視して、喀痰吸引等を実施する場合を「特定の者」といいます。

２　申 請 要 領

１　概要

**（１）登録研修機関の登録**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業者  | 都内に所在する事業所で喀痰吸引等の特定行為を行うことのできる介護職員等を養成する研修を実施しようとする事業者 |
| 提出書類及び提出方法 | P７～１２を参照ください。 |
| 登録通知書の送付 | 原則として申請受理月の翌々月末までに送付します。 |

**（２）提出先・お問い合わせ等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研修種別 | 担当 | 連絡先 |
| 第1号研修又は第２号研修を含む登録 | 東京都福祉保健局 高齢者施策推進部 介護保険課介護人材担当 | 【電話】　03-5320-4267 |
| 第3号研修のみ登録 | 東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当 | 【電話】　03-5320-4579 |

　＜受付時間＞　月曜日～金曜日　午前9時～１２時、午後1時～5時１５分

**（３）その他**

　○　記入例を参考にしながら、記載誤りや添付書類もれのないようにご注意ください。

○　様式等は、東京都福祉保健局のＨＰに掲載します。

「東京都福祉保健局HP＞高齢者＞介護保険＞喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について」

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/tankyuuin.html

　○　登録の手数料はかかりません。

　○　登録の申請等に係る諸費用（郵送費・登記事項証明書等の取得費等）は各自でご負担ください。

**２　研修機関の登録について**

喀痰吸引等の特定行為を行うことのできる介護職員等を養成する研修を実施するには、実施する事業所が所在する都道府県（基本研修の実施場所）において、研修機関の登録を受ける必要があります。

**（１）登録要件**

「喀痰吸引等研修機関登録等事業実施要綱」（平成２４年４月１日付２３福保高介第１８１０号）に規定しており、主な事項は以下のとおりです。

**①　法に定める研修内容を実施できること**

**②　実務に関する科目の講師は、医師・保健師・助産師・看護師とすること**

**③　研修を適正・確実に実施する基準に適合すること**

ア　研修を実施するに十分な数の講師が確保されていること

イ　研修に必要な備品等を有すること

ウ　喀痰吸引等研修の経理的基礎を有すること

エ　講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること

オ　研修課程ごとに、修了者の氏名・生年月日・住所及び修了月日を記載した帳簿を作成し、喀痰吸引研修の業務を廃止するまで保存すること（基本研修のうち講義、演習の各段階における修了状況についても管理を行うこと。）

カ　研修課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を、定期的に（年１回以上）都知事に提出すること

**（２）研修課程について**

・研修課程は、修得する医療的ケアに応じて、下表のとおり３つの類型に分けられています。

・研修課程の３類型について、全てを実施することも１類型のみを実施することもできます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **研修課程** | **医療的ケア対象者** | **認定する特定行為（実施できる行為）** |
| 第1号研修 | 不特定多数の者 | 喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養 |
| 第2号研修 | 以下のうち、実地研修を終了した１行為以上４行為以下のもの喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養 |
| 第3号研修 | 特定の者 | 以下のうち、特定の者に対して実地研修を終了したもの喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養 |

（３）具体的な研修内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **研修課程** | **基本研修****(講義)** | **基本研修****（演習）** | **実地研修** |
| 第1号研修 | 50時間 | ○喀痰吸引・口腔内：5回以上・鼻腔内：5回以上・気管カニューレ内部：5回以上○経管栄養・胃ろう又は腸ろう：5回以上・経鼻経管栄養：5回以上○救急蘇生法　1回以上 | ○喀痰吸引　　・口腔内：10回以上・鼻腔内：20回以上・気管カニューレ内部：20回以上○経管栄養　　・胃ろう又は腸ろう：20回以上・経鼻経管栄養：20回以上 |
| 第2号研修 | 上記の各行為のうち１行為以上４行為以下○喀痰吸引　　・口腔内：10回以上・鼻腔内：20回以上・気管カニューレ内部：20回以上○経管栄養　　・胃ろう又は腸ろう：20回以上・経鼻経管栄養：20回以上 |
| 第3号研修 | ８時間 | 1時間 | 指導看護師等の評価により、受講者が知識及び技能を修得したと認められるまで実施 |

基本研修（講義）カリキュラム

＜第1号研修・第2号研修＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **科目** | **実務科目** | **時間数** |
| 人間と社会 |  | １．５ |
| 保健医療制度とチーム医療 |  | ２ |
| 安全な療養生活 | ○ | ４ |
| 清潔保持と感染予防 | ○ | ２．５ |
| 健康状態の把握 | ○ | ３ |
| 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論 | ○ | １１ |
| 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説 | ○ | ８ |
| 高齢者及び障害児・者の経管栄養概論 | ○ | １０ |
| 高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説 | ○ | ８ |
| **合計** | ５０ |

＜第３号研修＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **科目** | **実務科目** | **時間数** |
| 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義 |  | ２ |
| 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者の障害及び支援に関する講義 | ○ | ６ |
| 緊急時の対応及び危険防止に関する講義 | ○ |
| 喀痰吸引等に関する演習 | ○ | １ |
| 合計 | ９ |

**３　研修実施基準**

登録研修機関は、公正に、かつ、登録要件（２（１）を参照）及び以下の実施基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければなりません。

①　研修の内容は、２(3)の研修内容の時間数や回数以上であること。

・　登録研修機関において、当該規定の内容以上の基準を設けて喀痰吸引等研修を行う場合には、「業務規程」に位置づけるとともに、受講者への周知等、適切な業務実施を行うこと。

・　演習及び実地研修において、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引を行う場合は、当該規定の内容以上の基準に該当するものとして、同表に定める科目とは別途に行うこと。

②　喀痰吸引等研修に係る講義、演習及び実地研修（以下「講義等」という。）において、受講者が修得すべき知識及び技能について、講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。

なお、登録研修機関においては、当該研修の実施及び習得程度の審査を公正かつ適正に行うため　の体制として、複数の関係者により構成される「喀痰吸引等研修実施委員会」を整備すること。

・　第1号・第２号研修については、基本研修の(1)講義修了段階、(2)演習修了段階、(3)実地研修の修了段階の三段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うこと。

・　第３号研修については、(1)基本研修（講義及び演習）の修了段階、(2)実地研修の修了段階の二段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うこと。

**※　具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、平成２４年４月１日付２４福保高介第２１９号「喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営についての基準」に基づき実施すること。**

③　前号の審査により、講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を交付すること。

・　喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類については、登録研修機関の長名により、研修修了者に対し修了証明の交付を行うこと。

④　研修の一部履修免除

当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うこととする（喀痰吸引等研修機関登録等事業実施要綱の５）。

⑤　実地研修の実施先

実地研修の実施先については、登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関等において実地研修を実施する場合でも、対象者の状態が比較的安定している介護療養病床や特別養護老人ホーム等において研修を行うことが適当であること。

**４　研修実施にあたっての留意点**

①　具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、平成２４年４月１日付２４福保高介第２１９号「喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営についての基準」に基づき実施すること。

②　喀痰吸引等研修の講師

　喀痰吸引等が医行為であるから、当該喀痰吸引等研修のうち実務に関する科目（演習、実地研修含む）についての講師は医療従事者に限定される。また、平成２４年４月１日付２３福保高介第１８１０号「喀痰吸引等研修機関登録等事業実施要綱」８（１）ウに定める指導者向け研修を修了した者が講師となること。その他の科目（「人間と社会」、「保健医療制度とチーム医療」のみ）については当該科目について相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない。

なお、第３号研修においては、准看護師及び介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が、講師の指示の下で講師補助者として喀痰吸引等研修に携わることは可能である。

③　研修の委託等

喀痰吸引等研修については、実地研修について、適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関への委託及び外部講師の招聘は可能である。ただし、基本研修及び実地研修の全てを委託することは認めない。一部を委託する場合は、研修の具体的な実施方法を示すこと。（別途実施機関承諾書が必要）

講師について雇用関係は必要とせず、研修の実施に支障がなければ常勤・非常勤等の採用形態についても問わないが、賃金の支払いや講師としての業務従事に一定程度の責任を担ってもらうため、登録研修機関と講師との間において、契約や取り決めを行うこと。

④　登録研修機関における喀痰吸引等研修の実施においては、当該研修機関を有する事業者が、自社職員に対するお手盛り研修とならないよう、基準等に留意して公正中立な立場で研修を実施すること。

**５　申請書類**

【申請書

登録研修機関登録申請書（様式第１号）

**【申請書に添付する書類】※詳細は「申請書類チェックリスト（登録研修機関）」参照のこと**

① 申請者が法人の場合は、法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書、

個人の場合は、住民票の写し（※マイナンバーの記載のないもの。）

② 社会福祉士及び介護福祉士法附則第７条の規定に該当しない旨の誓約書

③ 登録研修機関登録適合書類　※下表の書類と「業務規程」を添付

④ 実地研修の一部を委託する場合は、その委託先に関する書類

**※《登録適合書類》**

添付する書類（参考）

|  |  |
| --- | --- |
| 適合要件 | 添付する書類 |
| 研修内容 | 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について講習を行うこと | カリキュラム表　 |
| 講師の要件 | 喀痰吸引等に関する実務に関する科目の講師は、医師、看護師、保健師、助産師の資格を保有していること | 講師履歴書・免許・指導者講習等の修了証明書の写し |
| 研修の実施内容 | ①　受講者の数を勘案した十分な数の講師が確保されていること | 講師一覧表 |
| ②　研修に必要な機械器具、図書 | 備品及び図書目録の一覧表 |
| ③　研修業務を適正に実施するために必要な経理的基礎を有すること | 予算書類、財務計画等 |
| ④　講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること | 講師履歴書及び講師一覧 |
| ⑤　研修修了者名簿を作成し、業務廃止まで保管すること | 研修修了者管理簿 |
| ⑥　課程ごとの研修修了者一覧表を定期的に都道府県に提出すること | 実施結果報告書 |

**※『業務規程』について**

○ 業務規程の内容については、次に掲げる項目を参考にして作成してください。

（必須項目）

① 受付方法、実施場所、実施時期、実施体制、その他実施方法に関する事項

② 安全管理のための体制に関する事項

③ 料金に関する事項

④ 業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

⑤ 業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項

⑥ その他喀痰吸引等研修の業務に関し必要な事項

・開講目的

・研修事業の名称

・実施する研修課程

・研修講師氏名一覧

・実地研修実施先一覧

・研修修了の認定方法

・受講資格

（参考）

年間実施計画、受講定員、受講生の募集方法、研修修了者に対する修了証書等、

使用する研修テキスト、遅刻・早退・欠席の取扱、補講の方法及び取扱い、

受講中の事故等についての対応、賠償保険契約の加入有無、受講の取消し、

解約条件及び返金の有無、研修責任者氏名・所属・役職、研修受講に関する苦情窓口・連絡先など

.

**６　その他の手続き**

①　登録研修機関として登録申請した内容に変更が生じた場合

次の事項を変更しようとするときは、予め、登録研修機関変更登録届出書（様式第５号）提出してください。

・　氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）・ 住所（法人の場合は、法人の所在地）

・　事業所の名称　・ 事業所の所在地　・ 研修業務開始予定年月日　・喀痰吸引等研修課程

②　業務規程の内容を変更する場合

業務規程の内容を変更しようとするときは、予め、登録研修機関業務規程変更届出書（様式第３号様式）を提出してください。

③　登録研修機関を休止又は廃止をしたい場合

登録研修機関を休止又は廃止をしたいときは、業務を休止又は廃止する日の１月前までに、登録研修機関休廃止届出書（様式第6号）を提出してください。

④　登録の更新

登録を受けてから5年毎に、登録研修機関登録更新申請書（様式第４号様式）を提出してください。更新を受けなかった場合は、5年間の経過により効力を失います。

**７　その他**

①　研修機関の登録情報については、ＨＰに掲載します。

②　研修修了者への案内

喀痰吸引等研修を修了した介護職員等がたんの吸引等を実施するためには、「認定特定行為業務従事者」としての認定を受けるとともに、事業所等は「登録特定行為事業者」として登録をする必要がありますので、受講生に制度についてご案内いただき、認定及び登録を促していただきますようお願いいたします。

【認定特定行為業務従事者の認定】

　手続きは東京都福祉保健財団で行っておりますので、ＨＰでご確認ください。

○東京都福祉保健財団ＨＰ

→http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html

【登録特定行為事業者の登録】

介護保険法のみの指定を受け喀痰吸引等を行う事業所の登録特定行為事業者の登録手続きは東京都福祉保健財団で行っておりますので、ＨＰでご確認ください。

○東京都福祉保健財団ＨＰ

→http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html

介護保険法と障害者総合支援法の両方の指定を受けている事業所及び障害者総合支援法のみの指定を受けている事業所の登録特定行為事業者の登録については東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当が申請先となります。

○東京都福祉保健局障害者施策推進部ＨＰ

→http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/tankyuin.html